

第 2 期中央区地域福祉活動計画 中間見直し 概要

1 計画中間見直しの背景

第 2 期「中央区地域福祉活動計画」は、地域共生社会の実現に向けて、多様化する区民や地域の課題を幅広く取り上げ、様々な主体がその課題にどのように関わり解決していくか、また、社会福祉協議会がどう連携・協働するのかを、令和 3 年度から 8 年度までの 6 カ年計画としてまとめた住民計画です。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大

令和 2(2020)年から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、令和 5(2023)年 5 月の 5 類引き下げを機によろやく収束に向かいましたが、「つながりと支えあいの地域づくり」を区民が主体となって進める本計画の推進に及ぼした影響は少なくありません。また社会福祉協議会が窓口となって実施した新型コロナ特例貸付※は、全国で 382 万件、中央区においても約 7,300 件の利用があり、今後は償還が困難な方や貸付を通じて顕在化した生活課題の解決に向けた長期的・継続的な伴走型支援が必要です。

(2) 重層的支援体制整備事業

令和 3(2021)年 4 月 1 日には「社会福祉法」の一部改正等により、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

中央区社会福祉協議会では、令和 4 年度には区から「重層的支援体制整備移行準備事業」の一部を受託し、「地域福祉コーディネーター (CSW)」「生活支援コーディネーター」などによるアウトリーチ等を通じた継続的な支援体制の強化を図りました。令和 6 年度からの本格実施に伴い、地域活動の拠点である「多世代交流スペース」を月島、日本橋に続いて京橋にも開設し、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一層力を入れて取り組んでいく予定です。また、区が設置する「福祉総合相談窓口(仮称)」との連携・協働により、生活困窮者の自立相談支援や制度の狭間にある困りごとに対応できる包括的な相談支援体制を構築していくこととしています。

(3) 計画の見直しについて

第 2 期「中央区地域福祉活動計画」は、令和 6 年度から後期 3 カ年が始まります。コロナ禍に見舞われた前期 3 カ年の地域社会や生活課題の変化を踏まえ、区民が主体となって活動を行うための全員参加型計画という本計画の原点に立ちかえり、「目指す地域の姿」の実現に向けて計画の中間見直しを行います。見直しにあたっては「中央区地域福祉活動計画推進評価委員会」委員の皆様からいただいた令和 4 年度・5 年度の推進評価を反映させるとともに、「中央区保健医療福祉計画」及び分野別行政計画との整合性を図ります。

※新型コロナ特例貸付

令和 2 年 3 月から令和 4 年 9 月まで、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により、収入が減少した世帯を対象に生活福祉資金等の貸し付けを実施しました。対象世帯の範囲拡大や貸付要件等を緩和した「特例貸付」として実施したことにより、窓口となった区市町村社協には大勢の方からの相談・利用申請がありました。

中央区における重層的支援体制整備事業の全体像



2 計画策定の趣旨

- 中央区の特性を生かし、区民や社会福祉関係者、民間事業所などが主体的に地域の課題を解決するための全員参加型計画を策定します。
- 区民、ボランティア団体、NPO 法人、福祉施設、民間事業所などさまざまな主体と社会福祉協議会とが相互に連携・協働して課題解決に取り組むための道筋を示します。
- 区民などさまざまな主体の活動を支援するため、区（行政）との連携のもとで行う社会福祉協議会の取り組みの方向性も示します。
- 計画の推進にあたっては、計画の進捗状況を検証、評価し、その後の計画の発展に反映させていきます。

～ 計画の全体像～

基本理念



さまざまなつながりと支えあいをはぐくむ

一人一人が自分らしく、安心して暮らせるまちを目指して

目指す地域の姿

活動目標

取り組み（例）

社協に求められる役割

連携する 社会福祉協議会の取組

●個人で… ★地域で… ■企業・団体で…

